

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和4年5月31日 午後 1時23分 開 議

出 席 委 員

委員長	川 村 成 二
副委員長	来 栖 丈 治
委 員	鈴 木 良 道
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	加 固 豊 治
委 員	櫻 井 繁 行

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

議 長	岡 崎 勉
副 議 長	田 谷 文 子

出 席 説 明 者

市 長	坪 井 透
市長公室長	槌 田 浩 幸
総務部長	大久保 昌 明

出 席 書 記 名

議会事務局長	大久保 勉
議会事務局補佐	石 毛 一 朗
議会事務局係長	柏 崎 博 子

議 事 日 程

令和4年5月31日（火曜日）午後 1時23分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和4年第2回定例会の運営について
・提出予定案件の概要について
5. そ の 他
6. 閉 会

開 会 午後 1時23分

○川村成二委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（坪井 透君）

本日は、第2回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変、御苦労さまでございます。

まず初めに、新型コロナワクチン接種の4回目につきましては、市内60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に6月から接種が開始できるよう、体制を整えたところであります。

なお、接種等に要する予算につきましては、承認第5号として専決処分事項の承認を求めるものであります。

市民の皆様が安心して接種ができますよう、体制を整え、混乱のないよう進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、第2回定例会に提出予定の議案につきまして、説明をさせていただきます。

今定例会に提出を予定しております議案につきましては、全部で15件でございます。内訳といたしましては、報告案件が5件、承認案件が4件、条例に関する議案が2件、予算に関する議案が2件、財産の取得に関する議案が1件、和解に関する議案が1件でございます。

なお、概要につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、岡崎議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（岡崎 勉君）

皆さん、こんにちは。

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員会の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変、御苦労さまでございます。

本日は、4月28日に貴委員会に諮問させていただきました、令和4年第2回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局 柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○川村成二委員長

本日の事件は、(1) 令和4年第2回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（大久保昌明君）

最初に、本定例会での提出予定案件に変更がありますので、説明をさせていただきます。

5月12日の議会運営委員会の際に、第2回定例会提出予定案件を16件として提出させていただきましたが、その後変更がございました。

提出を見送る案件としまして、令和3年度かすみがうら市一般会計、それから、水道事業会計の継続費精算報告書の2件につきまして、提出を予定しておりましたが、同報告書が決算報告に併せての報告となることから、第3回定例会にて報告することとさせていただきます。

次に、追加する案件といたしまして、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙費用の公費負担につきまして、国政選挙における費用負担の限度額の見直しがあったことから、それに準じるとしている、市の関係条例を改正する条例を1件提出させていただきます。

その結果、今回提出の案件は、先ほど市長から説明がありましたように、合計で15件でございます。

それでは、提出案件の説明をさせていただきます。

議案概要書、目次をお願いいたします。

それでは、予算以外の案件につきまして、説明をさせていただきます、予算関係につきましては、後に、市長公室長のほうから説明をさせていただきます。

概要書6ページ、報告第9号 専決処分報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解ということで、法定外道路に自生します、樹木の枝が隣接する倉庫の屋根等に接触し、破損させてしまったことについて、損害賠償の示談の締結について専決処分をいたしましたので報告するものです。

具体的には、資料中段の事故発生状況図のように、市内、加茂5300番9地先の法定外道路に自生しました樹木の枝が、同地番に建つ倉庫に接触し屋根等が破損したもので、過失割合が市の100%で、損害賠償額36万3000円の支払いをすることで示談になったものでありまして、令和4年4月28日に専決処分をしております。

続きまして、7ページ、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例につきまして、地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正する内容でございますが、令和4年3月31日に専決処分をしておりますので、承認を求めるものでご

ございます。

改正内容の主なものとしまして、固定資産税関係では、土地に係る負担調整措置の限定的な措置が講じられたこと、また、個人市民税関係では、住宅ローンの適用期限が延長されたこととなっております。

条例の施行年月日は令和4年4月1日、また、住宅ローン関係のみ令和5年1月1日となります。

続きまして、8ページ、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方税法施行令等の改正に伴いまして、市国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。令和4年3月31日に専決処分をしておりますので承認を求めるものです。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の賦課限度額を改める内容となります。

条例の施行年月日は令和4年4月1日となります。

続きまして、13ページ、条例に関する議案としまして、議案第30号 かすみがうら市環境基本条例の制定についてでございます。

本市における環境の保全及び創造を、総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものでございます。

内容としましては、多様な環境問題を国や県と共に総合的・体系的に対応していくため、市民や事業者、行政の責務を明確にし、その取り組みについて規定するものとなっております。

施行年月日は令和4年7月1日となります。

続きまして、14ページ、議案第31号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容としましては、公職選挙法施行令の一部改正によりまして、国政選挙における費用負担の限度額の見直しがあったことから、それに準じるとしている、市の関係条例を改正する条例を提出させていただきます。

施行年月日は公布の日からとなります。

今年7月に予定されております、市長選挙及び市議会議員補欠選挙から適用することとなります。

続きまして、20ページ、財産の取得に関する議案としまして、議案第34号 複合交流拠点施設等整備事業用地の取得についてでございます。

内容としましては、複合交流拠点施設等整備事業の用地としまして、所在地、市内、稲吉南2丁目2625番の3、地積、2万8366.12平米、こちらを価格10億416万648円で取得するものでありまして、契約の相手方は、東京都千代田区外神田一丁目5番1号、株式会社日立インダストリアルプロダクツとなります。

続きまして、21ページ、和解に関する議案としまして、議案第35号 和解についてでございます。

内容は、向原土地区画整理組合による土地区画整理事業におきまして、事業の借入金返済をめぐり、原告の金融機関3社と被告の同組合、連帯保証人、かすみがうら市の間で係争中の事件につきまして、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

訴訟の経過としましては、令和元年5月15日に、水郷つくば農業協同組合を原告とする貸金等返還請求事件の口頭弁論期日があり、その後、他の金融機関を原告とする同様の訴訟と併合されまして、これまで合計19回の審議が行われてきました。

令和3年12月2日に裁判所から和解勧告があり、その後、和解案が提示され、令和4年4月15日の弁論準備期日では、本市を除く各当事者が承諾の意向を示しております。

和解内容としましては、金融機関3社の貸付金元本計1億6999万9021円に対して、市が1億3899万9021円を、組合が2200万円を、連帯保証人が900万円を支払うという内容となっております。

また、当該土地区画整理事業の事業結了に向けまして、組合預金から解決金1200万円を差し引いた額を充てること、その事業結了に要する経費に残預金が発生した場合は市に支払うこと、という内容になってございます。

私からの説明は以上でございます。

○市長公室長（樋田浩幸君）

それでは、私のほうから予算に関する報告、議案等につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、報告案件といたしまして4件でございます。その後、承認案件としまして2件、予算案件としまして2件となります。

まずは、報告第5号であります。令和3年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令の規定によりまして、繰越明許費計算書を報告するものでございます。

こちらにつきましては、適切な委託期間を確保するもの、また、補助金の申請はしたもののシステムの改修が令和4年になるもの、さらには、国事業、県事業を継続して行う必要があるなどの理由によりまして、20の経費が繰越しをされてございます。そちらについての計算書を報告するものでございます。

続きまして、報告第6号でございます。令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法の規定によりまして、繰越計算書を報告するものでございます。

こちらの2つの工事と手数料でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、半導体が不足しているということで工事が延びて、できなかったということがございましたので、繰越しをしたものの計算書の報告となっております。

続きまして、報告第7号でございます。令和3年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書についてです。

地方公営企業法の規定によりまして、繰越計算書を報告するものでございます。

こちらの2つの工事、負担金につきまして、先ほどと同じ理由でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、半導体が不足したための工事の遅延などにより工期が伸びたということでございます。

続きまして、報告第8号でございます。令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書でございます。

地方公営企業法の規定により、事故繰越計算書を報告するものでございます。

通常の場合は繰越明許という形になりますが、1年繰り越した後に、またもう1年延ばす場合に、事故繰越という言葉を使わせていただいております。そちらにつきましての計算書の報告でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、海外製品の納期が遅延したということにより工期が延びて、繰越しになったものの計算書の報告でございます。

報告につきましては以上でございます。

続きまして、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法の規定により専決処分をしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、令和4年3月30日をもちまして、市議会議員1名の辞職があったことから、市議会議員補欠選挙の執行に当たっての予算措置をするために、令和4年4月26日に専決処分をしたものでございます。

続きまして、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法の規定により専決処分をしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種、4回目接種の体制を確保すること、また、自宅療養者の方に対して食料品の配送支援をする。また、低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。早急な予算措置を必要としたために、令和4年5月23日に専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第32号、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億8945万9000円とするものでございます。

内容といたしましては、こちらにありますように、複合交流拠点施設等整備に要する経費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費等でございます。

続きまして、議案第33号、令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算について（第1号）でございます。

今回の補正は、予算書第4条に定めた資本的収入の予定額6億7200万1000円に、2861万1000円を増額し、資本的収入の予定額総額を7億61万2000円とし、また、資本的支出の予定額を10億65万9000円に、2861万1000円を増額し、資本的支出の予定額総額を10億2927万円とするものでございます。

予算についての説明は以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

和解の件ですけれども、19回に及んで審議がされたということの、その準備書面を全部資料として出していただけませんか。起訴状から準備書面。

○総務部長（大久保昌明君）

すみません。少し時間をいただきまして、可能ならば出したいと思います。検討させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 1時44分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時47分]

そのほか質問ございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時47分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時47分]

○川村成二委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

本日の協議事項につきましては、先ほど説明を受けました議案及び議案概要書のとおりでありますので、議長への答申事項はないと考えます。

お諮りいたします。

本日の諮問に対する答申につきましては、その作成を省略したいと思います、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。 [午後 1時48分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時52分]

なお、本委員会終了後に開催されます全員協議会において、本委員会の審議結果の報告を省略する旨を議長から報告していただきます。

○川村成二委員長

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました、そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

以上であります。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時52分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 川 村 成 二